

福岡県公報

平成二十八年四月十九日
第三千七百八十六号
増刊
①

目次

告 示 (第三百八十八号) (漁業管理課) …………… 一

再 掲 (人事委員会事務局任用課) …………… 二

○福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局任用課) …………… 二

○福岡県人事委員会の事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局任用課) …………… 五

○福岡県の職員の採用試験の施行に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局任用課) …………… 五

○福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局任用課) …………… 五

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事委員会事務局任用課) …………… 五

雑 報 (防災企画課) …………… 六

○福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程 (防災企画課) …………… 六

福岡県告示第三百八十八号

漁業共済の加入区の設定 (平成八年十二月福岡県告示第二千二百六十二号) の一部を次のように改正したので、漁業災害補償法施行令 (昭和三十九年政令第二百九十三号) 第十五条第三項において準用する同令第七条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十九日

表中

かき唐泊加入区	福岡市漁業協同組合が行使するかき養殖に係る区画漁業権の水域のうち旧唐泊漁業協同組合の区画漁業権の水域	かき養殖業
かき唐泊加入区	福岡市漁業協同組合が行使するかき養殖に係る区画漁業権の水域のうち旧唐泊漁業協同組合の区画漁業権の水域	かき養殖業
かき唐泊加入区	福岡市漁業協同組合が行使するかき養殖に係る区画漁業権の水域のうち旧唐泊漁業協同組合の区画漁業権の水域	かき養殖業
かき吉富加入区	吉富漁業協同組合が行使するかき養殖に係る区画漁業権の水域	かき養殖業
かき吉富加入区	北九州市漁業協同組合が行使するかき養殖に係る区画漁業権の水域のうち旧脇之浦漁業協同組合の区画漁業権の水域	かき養殖業
かき吉富加入区	吉富漁業協同組合が行使するかき養殖に係る区画漁業権の水域	かき養殖業

に改める。
を
に、
を

福岡県知事 小川 洋

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕 〒 812-0023 福岡市博多区奈良屋町 3 番 1 号 久野 印刷株式会社 (電話 092-262-5726)

かき志賀島加入区	福岡市漁業協同組合が 行使するかき養殖に係 る区画漁業権の水域の うち旧志賀島漁業協同 組合の区画漁業権の水 域	かき養殖業
----------	-------------------------------------------------------------------------	-------

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月六日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会規則第二十五号

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員に関する規則（平成元年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 採用

第一節 採用試験（第四条―第九条）

第二節 採用選考（第十条―第十六条）

第三章 昇任（第十七条）

第四章 転任（第十八条・第十九条）

第五章 採用候補者及び昇任候補者

第一節 採用候補者名簿及び昇任候補者名簿（第二十条―第二十八条）

第二節 採用候補者及び昇任候補者の提示（第二十九条―第三十一条）

第六章 条件付採用（第三十二条・第三十三条）

第七章 臨時的任用（第三十四条・第三十五条）

第八章 権限の委任（第三十六条―第四十条）
第九章 雑則（第四十一条）

附則

第一条中「第八条第三項及び第五項、第十七条から第十九条まで、第二十一条並びに第二十二條の規定」を削る。

第二条を次のように改める。

（用語の定義）

第二条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第二章の章名、第四条及び第五条を削る。

第三章を第二章とする。

第六条中「職員を採用する」を「採用の」に改め、第二章第一節中同条を第四条とする。

第七条を第五条とする。

第八条中「による職務遂行に必要な能力の判定」及び「採用試験の」を削り、同条を

第六条とする。

第九条を第七条とし、第十条を第八条とする。

第十一条中「第六条」を「第四条」とし、同条を第九条とする。

第十二条各号列記以外の部分を次のように改める。

採用のための選考（以下「採用選考」という。）を行う職は、次に掲げるものとする。

第十二条第一項第一号中「係長（係長相当職を含む。）」を「警察官を除く警察職員

の調査部長相当職」に改め、同項第二号中「置く」の下に「他の」を加え、「競争試験

」を「採用試験」に改め、「職と」の下に「職務の複雑と責任の度が」を加え、同項第

三号中「置く」の下に「他の」を、「職と」の下に「職務の複雑と責任の度が」を加え

、同項第四号中「職と」の下に「職務の複雑と責任の度が」を加え、同項第六号中「競

争試験」を「採用試験」に改め、「職員の」を削り、同項第七号中「任用候補者」を「

採用候補者」に、「認められる」を「人事委員会が認める」に改め、同項第八号中「競

争試験」を「採用試験」に、「認められる」を「人事委員会が認める」に改め、同条第

二項中「任命権者」の下に「（法第六条第二項の規定により、当該任命権者の権限の一

部を委任された者を含む。以下同じ。）を加え、第二章第二節中同条を第十条とする。

第十三条第二号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加え、同条を第十一条とする。

第十四条第一項中「、選考される者を任用しようとする職につき、当該被選考者のその職の職務遂行能力の有無を選考基準に照合して判定するものとし」を削り、同条を第十二条とする。

第十五条を第十三条とする。

第十六条第一項中「任命しようとする者」を「採用しようとする者」に改め、同条第三項中「第十二条第一項第七号」を「第十条第一項第七号」に、「第十二条第二項」を「第十条第二項」に改め、同条を第十四条とする。

第十七条を第十五条とする。

第十八条中「人事委員会は」の下に「、その職について採用候補者名簿がなく、かつ」を加え、「競争試験」を「採用試験」に改め、同条を第十六条とする。

第四章を第三章とする。

第十九条中「職員を昇任させるための競争試験（以下「昇任試験」という。）を「昇任のための試験」に改め、同条ただし書を削り、第三章中同条を第十七条とする。

第二十条から第二十二条までを削る。

第五章を第四章とする。

第二十三条第二項中「勤務成績」を「人事評価」に改め、第四章中同条を第十八条とする。

第二十四条中「勤務成績」を「人事評価」に改め、同条を第十九条とする。

第六章の章名中「任用候補者」を「採用候補者及び昇任候補者」に改め、同章を第五章とする。

第五章第一節の節名中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿及び昇任候補者名簿」に改める。

第二十五条中「の任用候補者名簿」を「及び第二十一条の四第四項に規定する採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改め、「以下」の下に「これらを」を加え、第五章第一節中同条を第二十条とする。

第二十六条中「第四十五条及び第四十七条」を「第三十六条」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十七条を第二十二条とする。

第二十八条第一項中「第三十三条」を「第二十八条」に改め、同条第二項を削り、同条を第二十三条とする。

第二十九条中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者（以下これらを「任用候補者」という。）」に改め、同条を第二十四条とする。

第三十条第一号中「条件付」を「条件付」に改め、同条を第二十五条とする。

第三十一条を第二十六条とする。

第三十二条中「第二十八条から第三十条」を「第二十三条から第二十五条」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十三条を第二十八条とする。

第五章第二節の節名中「任用候補者」を「採用候補者及び昇任候補者」に改める。

第五章第二節中第三十四条を第二十九条とする。

第三十五条の見出し中「正規提示」を「提示」に改め、同条第一項を次のように改める。

人事委員会は、前条の規定により任命権者から任用候補者の提示の請求があった場合においては、当該職を志望すると認められる者を当該名簿から任命権者に提示するものとする。

第三十五条第二項中「正規の提示数に満たない場合」を「採用し、又は昇任させるべき者の数より少ない場合」に、「職の職務遂行の能力」を「職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性」に改め、「前項の名簿から提示される者の次位以下に加えて正規の提示数に達するまで高点順に」を削り、同条第三項中「職の職務遂行の能力」を「職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性」に改め、「正規の提示数に達するまで高点順に」を削り、同条を第三十条とする。

第三十六条、第三十七条、第五章第三節の節名、第三十八条及び第三十九条を削る。

第四十条中「第三十八条又は前条の規定により」を「提示された任用候補者の中から職員を任用するための」に改め、同条を第三十一条とする。

第七章の章名中「条件付」を「条件付」に改め、同章を第六章とする。
第四十一条の見出し及び同条中「条件付」を「条件付」に改め、第六章中同条を第三十二条とする。

第四十二条の見出し及び同条中「条件付」を「条件付」に改め、同条を第三十三条とする。

第八章を第七章とする。

第四十三条第一項第三号中「名簿による職員の任用についての第三十八条の規定による任命すべき者の選択の範囲に入るべき者が五人に満たない場合」を「当該名簿において当該職を志望すると認められる者の数が、採用すべき者の数よりも少ない場合」に改め、第七章中同条を第三十四条とする。

第四十四条第三項中「第四十三条第三項」を「前条第三項」に改め、同条を第三十五条とする。

第九章を第八章とする。

第八章中第四十五条を第三十六条とする。

第四十五条の二第一項第一号中「第十二条第一項第二号」を「第十条第一項第二号」とし、「階級にある」を削り、同条を第三十七条とする。

第四十六条を第三十八条とする。

第四十七条及び第四十八条を削る。

第四十九条中「第四十五条」を「第三十六条」に改め、同条を第三十九条とする。

第五十条中「第四十五条から第四十八条」を「第三十六条から第三十八条」に改め、同条を第四十条とする。

第十章を第九章とする。

第九章中第五十一条を第四十一条とする。

別表第一中「第六条、第七条関係」を「第四条、第五条関係」に改め、同表福岡県職員採用Ⅰ類試験の項中

教育行政

教育委員会事務局、県立学校その他教育委員会の所管に属する教育機関又は市町村立学校（以下「教育委員会事務局等」という。）において事務に従事することを職務とする職

教育行政

教育委員会事務局、県立学校その他教育委員会の所管に属する教育機関又は市町村立学校（以下「教育委員会事務局等」という。）において事務に従事することを職務とする職

警察行政

警察本部又は警察署において事務に従事することを職務とする職

を

に改め、同表福岡県職員採用Ⅱ類試験

の項及び福岡県職員採用Ⅲ類試験の項中「警察事務」を「警察行政」に改め、同表福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験の項中「及び三級」を削る。

別表第二中「第八条関係」を「第六条関係」に改め、同表福岡県職員採用Ⅲ類試験の項中「警察事務」を「警察行政」に改める。

別表第三中「第九条関係」を「第七条関係」に改める。

別表第四中「第十二条関係」を「第十条関係」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行前にこの規則による改正前の福岡県の職員に関する規則（これに基づく人事委員会の定めを含む。）の規定によつてした又はすべき手続、通知その他の行為であつて、この規則による改正後の福岡県の職員に関する規則

(これに基づく人事委員会の定めを含む。以下この条において「新規則等」という。)
()に相当の規定があるものは、他の人事委員会規則(これに基づく人事委員会の定めを含む。)に別段の定めのあるものを除き、新規則等の相当の規定によってした又はすべき手続、通知その他の行為とみなす。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県人事委員会の事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月六日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会規則第二十六号

福岡県人事委員会の事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

福岡県人事委員会の事務局長に対する権限の委任に関する規則(平成十二年福岡県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第五項第一号中「第四十三条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の採用試験の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月六日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会規則第二十七号

福岡県の職員の採用試験の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の採用試験の施行に関する規則(昭和四十四年福岡県人事委員会規則第

十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第三項及び第五項並びに」を「第八条第五項及び」に、「第十一条」を「第九条」に改める。

第二条中「第六条第一項」を「第四条第一項」に、「第七条第二項」を「第五条第二項」に改める。

第三条第二項中「第七条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第四項中「第九条」を「第七条」に改める。

第六条中「第八条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第七条第二項第一号中「第六条」を「第四条」に改める。

第二十四条を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月六日

福岡県人事委員会規則第二十八号

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行
福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「第六条第一項」を「第四条第一項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用

する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県人事委員会訓令第五号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月六日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年三月福岡県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一任用課の項第四項第一号中「第一項」を削り、同表任用課の項第五項第一号中「第十六条又は第十七条」を「第十四条又は第十五条」に、「第十二条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に、「課長補佐（同相当職を含む。次号において同じ。）」を「以上の職」を「警察官の警視の職及び警察官を除く警察職員の警部相当職」に、「第十二条第一項第三号」を「第十条第一項第三号」に、「課長（同相当職を含む。）」を「警察官を除く警察職員の警視相当職」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第二十四条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第二十七条」を「第二十二條」に、「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に、「この項中」を「これらを」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第二十八条第一項」を「第二十三条」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第二十九条」を「第二十四条」に、「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者（以下これらを「任用候補者」という。）」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第三十条」を「第二十五条」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第三十一条」を「第二十六条」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「第三十三条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「第三十三條第二項」を「第二十八條第二項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十一号中「第三十三條第三項」を「第二十八條第三項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「第三十五条、第三十六条及び第三十七条」を「第三十条」に改め、「又は通知」を削り、同号を同項第十一号とし、同項第十三号を削り、同項第十四号中「第四十条」を「第三十一条」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十五号中「第四

十五條第二項」を「第三十六條第二項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十六号中「第四十五條第三項」を「第三十六條第三項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十七号中「第四十五條の二第二項」を「第三十七條第二項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十八号中「第四十六條第二項」を「第三十八條第二項」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十九号及び第二十号を削る。
別表第二の一の表任用課の項第一項第一号中「第三十二条」を「第二十七条」に改め、「任用候補者」を削り、同項第二号中「第四十三條第三項」を「第三十四條第三項」に、「第四十四條第三項」を「第三十五條第三項」に改める。
別表第二の三の表任用課の項第二項第一号中「第四十三條第一項」を「第三十四條第一項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

雑報

福岡県災害対策本部規程第一号

福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年四月十九日

福岡県災害対策本部長 福岡県知事 小川 洋

福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程

福岡県災害対策本部規程（平成四年十月福岡県災害対策本部規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一項中「三 新社会推進部」を「三 人づくり・県民生活部」に改める。

総務部	総務部長	総務部次長
		私学学事振興局長 防災危機管理局長

を

総務部	総務事務厚生班	総務事務厚生課長
総務部	興局 私学学事振 私学振興班	私学振興課長
総務部	総務事務センター班 学事班	学事課長
総務部	総務事務センター班	総務事務センター課長
別表第二中		
商工部	商工部長	商工部次長 観光局長
商工部	商工部長	商工部次長
人づくり・県民生活部	人づくり・県民生活部長	人づくり・県民生活部次長 私学振興・青少年育成局長
新社会推進部	新社会推進部長	新社会推進部次長 国際交流局長
企画・地域振興部	企画・地域振興部長	企画・地域振興部次長 空港対策局長 国際局長
企画・地域振興部	企画・地域振興部長	企画・地域振興部次長 空港対策局長
総務部	総務部長	総務部次長 防災危機管理局長

に、
を
に改める。
を
に、
を
に、
を
に、

商工部	中小企業振興班	中小企業振興課長
人づくり・県民生活部	社会活動推進班 文化振興班 スポーツ振興班 男女共同参画推進班 生活安全班	社会活動推進課長 文化振興課長 スポーツ振興課長 男女共同参画推進課長 生活安全課長
新社会推進部	社会活動推進班 青少年班 県民文化スポーツ班 男女共同参画推進班 生活安全班 国際交流局	社会活動推進課長 青少年課長 県民文化スポーツ課長 男女共同参画推進課長 生活安全課長 国際交流局 交流第一班 交流第二班
企画・地域振興部	空港対策局 国際局	空港整備課長 空港整備課長 空港計画課長 国際政策課長
企画・地域振興部	空港対策局 空港整備班 空港計画班 国際政策班 地域班	空港整備課長 空港整備課長 空港計画課長 国際政策課長 地域課長
企画・地域振興部	空港対策局 空港整備班 空港計画班	空港整備課長 空港整備課長 空港計画課長

を
に、
を
に、
を

別表第三中

総務部	財産活用班	五 他課に属しない県有財産の被害調査及び復旧対策に関すること。
総務部	財産活用班	五 他課に属しない県有財産の被害調査及び復旧対策に関すること。 六 災害応急対策用諸物資等の購入に関すること。
農林水産部	輸出促進班 団体指導班	輸出促進課長 団体指導課長
農林水産部	団体指導班	団体指導課長
商工部	観光局 企業立地班 工業保安班	観光振興課長 観光政策課長 企業立地課長 工業保安課長
商工部	観光・物産振興班 工業保安班 企業立地班	観光・物産振興課長 工業保安課長 企業立地課長
商工部	新事業支援班	中小企業振興課長 新事業支援課長

に、

を

に改める。

を

に、

を

に、

企画・地域振興部	空港対策局	空港整備班 空港計画班	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
総務部	総務事務厚生班		一 職員の健康管理に関すること。 二 災職員に対する諸給付金と貸付に関すること。 三 災害従事職員の公務災害に関すること。 四 災害対策応急物品の購入・検収の総括に関すること。
総務部	総務事務センター班	私学学事振興局 学事班 私学振興班	一 公立大学の災害対策指導及び災害復旧に関すること。 二 私立学校の災害対策指導及び災害復旧に関すること。 三 災害従事職員の公務災害に関すること。 四 災害対策応急物資等購入品の検収に関すること。

を

に、

を

新生活推進部				
生活安全班	男女共同参画推進班	県民文化スポーツ班	青少年班	社会活動推進班
一 生活必需物資の需要動向調査及び価格の安定に関すること。	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。	一 部内の連絡調整に関すること。

を

企画・地域振興部			
国際局	国際政策班	空港計画班	空港対策局
地域班	一 災害時の外国人渉外に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。

に、

人づくり・県民生活部					
私学振興・青少年育成局	生活安全班	男女共同参画推進班	スポーツ振興班	文化振興班	社会活動推進班
政策班	一 生活必需物資の需要動向調査及び価格の安定に関すること。	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。	一 部内の連絡調整に関すること。
私学振興班	一 私立学校の災害対策指導及び災害復旧に関すること。	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。
青少年育成班	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。

に、

国際交流局	
交流第一班	一 災害時の外国人渉外に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
交流第二班	一 災害時の外国人渉外に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。

商工部		
企業立地班	工業保安班	観光・物産振興班
一 誘致企業の災害応急対策に関する事。	一 採石、ガス及び火薬災害復旧の技術指導に関する事。	一 観光関係の災害応急対策に関する事。

を

商工部	
新事業支援班	中小企業振興班
一 貿易関係の災害応急対策に関する事。	一 商店街関係の災害応急対策に関する事。 二 東京事務所及び大阪事務所を通じて、関東及び関西地方における災害用物資等のあつせんに関する事。 三 災に伴う中小企業者の金融に関する事。 四 災中小企業者の経営指導に関する事。

に、

商工部	
中小企業振興班	
一 商店街関係の災害応急対策に関する事。 二 東京事務所及び大阪事務所を通じて、関東及び関西地方における災害用物資等のあつせんに関する事。 三 災に伴う中小企業者の金融に関する事。 四 災中小企業者の経営指導に関する事。 五 貿易関係の災害応急対策に関する事。	

を

農林水産部	
輸出促進班	団体指導班
二 部内各班の応援に関する事。	一 農業金融に関する事。 二 被災農林漁業者に対する農林漁業セーフティネット資金その他災害復旧資金の融資及びあつせんに関する事。 三 農業共済金の早期支払に関する事。 四 農業協同組合の被害対策に関する事。

に、

農林水産部	
団体指導班	
一 農業金融に関する事。 二 被災農林漁業者に対する農林漁業セーフティネット資金その他災害復旧資金の融資及びあつせんに関する事。 三 農業共済金の早期支払に関する事。 四 農業協同組合の被害対策に関する事。	

を

商工部			
観光局		企業立地班	工業保安班
観光振興班	観光政策班	一 誘致企業の災害応急対策に関する事。 二 部内各班の応援に関する事。	
一 観光関係の災害応急対策に関する事。		一 採石、ガス及び火薬災害復旧の技術指導に関する事。	

に、

総合指令部	総合班	四四	四四	四四	全員	を
別表第五中						
教育部	企画調整班	一 市町村支援班との連絡調整に関すること。				に改める。
教育部	企画調整班	一 地方班との連絡調整に関すること。 二 災害統計に関すること				を
建築都市部	県営住宅班	二 応急仮設住宅の建設に関すること。				に、
建築都市部	県営住宅班	二 応急仮設住宅の建築に関すること。				を
県土整備部	道路維持班	一 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 二 道路及び橋りょうの応急復旧に関すること。 三 通行規制の情報に関すること。				に、
県土整備部	道路維持班	一 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 二 道路及び橋りょうの応急復旧工事に関すること。				を

企画・地域振興部	小計	国際局	空港対策局	一	二	一二	全員	全員	全員	全員	に、
		地域班	国際政策班								
			空港計画班								
			空港整備班								
企画・地域振興部	小計		空港対策局	一	二	一一	全員	全員	全員	全員	を
			空港計画班								
			空港整備班								
総務部	小計			九	一八	三一					に、
総務部	小計			九	一八	三三二					を
総務部	総務事務厚生班				一	二	全員				に、
総務部	総務事務センター班	私学学事振興局	私学学事振学事班				一	一	二	全員	を
		私学振興班					一	一		全員	
総合指令部	小計			四四	四四	四六					に、
総合指令部	小計			四七	四七	四九					を
総合指令部	総括班			四一	四一	四一	全員				に、

商工部	
新事業支援班	中小企業振興班
	一
	一
一	一
全員	全員

に、

商工部	
中小企業振興班	
一	
一	
二	
全員	

を

人づくり・県民生活部										
小計	局 青少年育成			私学振興・政策班	生活安全班	男女共同参画推進班	スポーツ振興班	文化振興班	社会活動推進班	一
	班 青少年育成	私学振興班	一							
一										
一										
四		一	一	一					一	
	全員	全員	全員	全員	全員	全員	全員	全員	全員	全員

に、

新社会推進部							
小計	国際交流局		生活安全班	男女共同参画推進班	県民文化スポーツ班	青少年班	社会活動推進班
	交流第一班	交流第二班					
一							
一							
三		一	一				一
	全員	全員	全員	全員	全員	全員	全員

を

新社会推進部	
社会活動推進班	社会活動推進課副課長

を

別表第六中

合計	一二五	二二八	三六二
----	-----	-----	-----

に改める。

合計	二二八	二二二	三六四
----	-----	-----	-----

を

農林水産部	小計	一一	一三	四〇
-------	----	----	----	----

に、

農林水産部	小計	一一	一三	三九
-------	----	----	----	----

を

農林水産部	団体指導班		三	全員
	輸出促進班		一	全員

に、

農林水産部	団体指導班		三	全員
-------	-------	--	---	----

を

商工部			
観光局	企業立地班		工業保安班
	観光振興班	観光政策班	
			一
			一
一	一	一	二
全員	全員	全員	全員

に、

商工部		
企業立地班	工業保安班	観光・物産振興班
	一	
一	一	
二	二	一
全員	全員	全員

を

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

公安部	警備班	危機管理対策室長	に改める。
公安部	警備班	災害対策室長	を
人づくり・県民生活部	社会活動推進班	社会活動推進課副課長	に、